

2012税理士講座

所得税法
基礎期
無料体験用テキスト

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 000821 123759

HU12375

はじめに

1. 所得税法の出題内容

税理士試験における所得税法は試験時間2時間、配点は理論・計算ともに各50点の計100点である。理論問題は、「〇〇の規定について述べなさい。」という個別理論問題1題及び「居住者は〇〇したが、所得税(法)上どのように取扱われるか。」という事例形式の応用理論1題の合計2題出題のパターン(又は個別×2題、もしくは応用×2題)がほとんどである。

計算問題は、所得税額まで計算させる総合問題1題のみの出題のほか、総合問題1題+個別問題2～3題の出題又は個別問題4～5題という出題など様々な形式で出題され、ここ最近では非常にボリュームが多い基本項目中心の問題となっている。

2. 本試験対策

理論問題に対する解答は、「暗記してきた個別理論を書く。」という作業になる。応用理論についてもさほど難解なものではなく、個別理論の一部分を数題つなげて解答するという形式で十分合格答案となる。よって、例年理論問題では合否は決まらない(暗記を怠った場合は別である！)。

これに対して、計算問題は「手も足も出ない」部分と「誰でも解ける」部分とに分かれるのが常であり、「誰でも解ける」部分を確実に解答できるかが合否の分れ目となる。

3. 所得税法は難しくない！

以上のことから、所得税法合格の条件は、(1)個別理論の徹底暗記、(2)計算は基本をひたすら大切に、ケアレスミスをしない、(3)講義中は講師と共に考え、タックス・マインドを養うという3点である。

これらを守れば、働きながらも1年で十分合格する科目である。「試験に出ない項目」や「出題された場合には、学校で習った知識では解けない項目」までに手を出すから「所得税法はボリュームが多い」「難しい。」と嘆く結果になってしまう。このような学習法は厳に避けよう。

基本を大切にし、1年で合格しよう！

本書の利用方法

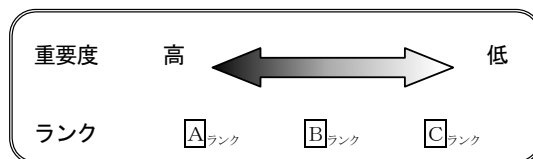
本書においては、各種法令名を次のように省略している。
 なお、これら相互の関係については講義において解説する。

所得税法.....	法
所得税法施行令.....	令
所得税法施行規則.....	規
租税特別措置法.....	措 法
租税特別措置法施行令.....	措 令
租税特別措置法施行規則.....	措 規
所得税基本通達.....	基 通
所得税個別通達.....	個 通
租税特別措置法関係通達.....	措 通
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶与等に関する法律.....	災免法
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶与等に関する政令.....	災免令
国税通則法.....	通 法

〈条文番号の掲げ方〉

「所得税法第2条第1項第30号イ」 → 法2①三十イ

「所得税基本通達2-47」 → 基通2-47



総 目 次

内 容	学習箇所	内 容	学習箇所
1章 所得税の概要		5章 事業所得	
1-1 所得税の特徴	テキスト1	5-1 事業所得	テキスト2
1-2 関係法令との関係	テキスト1	5-2 収入金額の別段の定め	テキスト2
1-3 納税義務者	テキスト1	5-3 帰属時期の原則と特例	テキスト2 応用テキスト1
1-4 納税地	テキスト1	5-4 必要経費に関する取扱い	テキスト2
1-5 所得税の計算体系	テキスト1	5-5 家事関連費等の必要経費不 算入	テキスト2
1-6 各種所得の概要	テキスト1	5-6 売上原価の計算	テキスト2
1-7 課税標準の概要	テキスト1	5-7 減価償却	テキスト2 応用テキスト1
1-8 所得控除の概要	テキスト1	5-8 少額減価償却資産等	テキスト2
1-9 課税所得金額の概要	テキスト1	5-9 資本的支出と修繕費	テキスト2
1-10 納付税額計算の概要	テキスト1	5-10 特別償却	応 用 テキスト1
2章 利子所得		5-11 リース取引	テキスト2
2-1 利子所得	テキスト3	5-12 事業から対価を受ける親族 がある場合の取扱い	テキスト2
2-2 金融類似商品等	テキスト3	5-13 借地権償却	テキスト2
2-3 国外公社債等の利子等	応 用 テキスト1	5-14 繰延資産の償却	テキスト2 応用テキスト1
3章 配当所得		5-15 資産損失	テキスト2
3-1 配当所得	テキスト3	5-16 債権の回収不能	テキスト2 応用テキスト1
3-2 課税制度	テキスト3	5-17 貸倒引当金	テキスト2
3-3 負債の利子の取扱い	テキスト3	5-18 退職給与引当金	応 用 テキスト1
3-4 外国株式の配当	応 用 テキスト1	5-19 消費税	応 用 テキスト1
3-5 みなし配当	応 用 テキスト3	6章 給与所得	
4章 不動産所得		6-1 給与所得	テキスト3
4-1 不動産所得	テキスト3	6-2 特定支出控除	応 用 テキスト1
4-2 係争等があった場合の取扱い	テキスト3	7章 退職所得	
4-3 必要経費に関する取扱い	テキスト3	7-1 退職所得	テキスト3
4-4 固定資産等の損失	テキスト3	7-2 勤続年数	テキスト3
4-5 債権の回収不能	テキスト3	7-3 退職所得控除額の改訂	応 用 テキスト1

内 容	学習箇所	内 容	学習箇所
8章 山林所得		10章 一時所得	
8-1 山林所得	テキスト3	10-1 一時所得	テキスト3
8-2 必要経費に関する取扱い	テキスト3	10-2 広告宣伝のための賞金品	テキスト3
8-3 山林の資産損失	テキスト3	10-3 取得した保険金等の取扱い	テキスト3
8-4 森林計画特別控除	応用 テキスト1	10-4 新株を取得する権利の行使に係る経済的利益	応用 テキスト3
8-5 分取林契約	応用 テキスト1	11章 雑所得	
9章 譲渡所得		11-1 雑所得	テキスト4
9-1 譲渡所得	テキスト4	11-2 公的年金等	テキスト4
9-2 取得費	テキスト4	11-3 生命保険契約等に基づく年金	テキスト4
9-3 譲渡費用	テキスト4	11-4 債権の回収不能	テキスト4
9-4 生活に通常必要でない資産の損失の控除	応用 テキスト2	11-5 競走馬の損失	応用 テキスト2
9-5 債権の回収不能	応用 テキスト2	11-6 家内労働者等の必要経費の特例	応用 テキスト3
9-6 みなし譲渡	テキスト4	11-7 先物取引に係る雑所得等の課税の特例	応用 テキスト3
9-7 相続税額の取得費加算	テキスト4	12章 課税標準	
9-8 借地権の設定に係る権利金の取得	テキスト4	12-1 損益通算	応用 テキスト1
9-9 固定資産の交換の特例	テキスト4	12-2 損益通算の特例	応用 テキスト1
9-10 既成市街地等内の買換え等の特例	応用 テキスト2	12-3 純損失の繰越控除	応用 テキスト1
9-11 特定事業用資産の買換え等の特例	応用 テキスト2	12-4 雑損失の繰越控除	応用 テキスト1
9-12 取用等に伴い代替資産を取得した場合の特例	応用 テキスト2	12-5 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除	応用 テキスト3
9-13 取用交換等の特別控除	応用 テキスト2	12-6 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	応用 テキスト3
9-14 居住用財産を買換え等した場合の特例	応用 テキスト2	12-7 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	応用 テキスト3
9-15 居住用財産を譲渡した場合の特別控除	応用 テキスト2		
9-16 平成21年又は平成22年に土地等の先行取得をした場合の特例	応用 テキスト2		
9-17 有価証券の譲渡による所得	テキスト4		
9-18 みなし配当と株式等の譲渡	応用 テキスト3		
9-19 分離短期譲渡所得とされる株式の譲渡	応用 テキスト3		
9-20 譲渡した株式に係る負債の利子	応用 テキスト3		
9-21 特定中小会社が発行した株式の特例	応用 テキスト3		
9-22 不動産を譲渡した場合の特例の留意点	応用 テキスト2		

内 容	学習箇所	内 容	学習箇所
13章 所得控除		15章 特殊論点	
13-1 雑損控除	応用テキスト1	15-1 事業承継	応用テキスト4
13-2 医療費控除	応用テキスト1	15-2 法人成り	応用テキスト4
13-3 社会保険料控除	応用テキスト1	15-3 小規模事業者の収入及び費用の帰属時期	応用テキスト4
13-4 小規模企業共済等掛金控除	応用テキスト1	15-4 医業の所得計算	応用テキスト4
13-5 生命保険料控除	応用テキスト1	15-5 納税義務者と納税地	応用テキスト4
13-6 地震保険料控除	応用テキスト1	15-6 非居住者	応用テキスト4
13-7 寄附金控除	応用テキスト1	15-7 相続があった場合	応用テキスト4
13-8 障害者控除	応用テキスト1	15-8 信託の税制	応用テキスト4
13-9 寡婦（寡夫）控除	応用テキスト1	16章 所得計算の通則等	
13-10 勤労学生控除	応用テキスト1	16-1 所得計算の通則	テキスト1
13-11 配偶者控除	応用テキスト1	16-2 事業と業務の違い	テキスト1
13-12 配偶者特別控除	応用テキスト1	16-3 青色申告制度	テキスト1
13-13 扶養控除	応用テキスト1	17章 手続規定	
13-14 基礎控除	応用テキスト1	17-1 源泉徴収	テキスト3・4
13-15 所得控除の判定の時期等	応用テキスト1	17-2 年末調整	テキスト4
14章 納付税額		17-3 予定納税	テキスト3
14-1 税額計算の原則	応用テキスト2	17-4 確定申告	応用テキスト2
14-2 税額軽減	応用テキスト2	17-5 納付	応用テキスト4
14-3 平均課税	応用テキスト3	17-6 延納	応用テキスト4
14-4 税額控除	応用テキスト3	17-7 還付	応用テキスト4
14-5 配当控除	応用テキスト1	17-8 青色申告者の義務と特典	応用テキスト4
14-6 外国税額控除	応用テキスト1	17-9 白色申告者の記帳義務等	応用テキスト4
14-7 住宅借入金等特別控除	応用テキスト3	17-10 修正申告	応用テキスト4
14-8 住宅取得に係るその他の税額控除	応用テキスト3	17-11 更正の請求	応用テキスト4
14-9 政党等寄附金特別控除	応用テキスト3	17-12 更正又は決定	応用テキスト4
14-10 その他の税額控除	応用テキスト3	17-13 不服申立て	応用テキスト4

※ スケジュールは変更される場合があります。

年間スケジュール表

《基礎期》

※ スケジュールは変更される場合があります。

回数	内 容
1	1-1 所得税の特徴 1-2 関係法令との関係 1-3 納税義務者 1-4 納税地 1-5 所得税の計算体系
2	1-6 各種所得の概要 (利子所得～山林所得)
3	1-6 各種所得の概要 (譲渡所得～雑所得)
4	1-7 課税標準の概要 1-8 所得控除の概要 (概要～雑損控除)
5	1-8 所得控除 (医療費控除～所得控除の判定の時期)
6	1-9 課税所得金額の概要 1-10 納付税額計算の概要
7	16-1 所得計算の通則 16-2 事業と業務の違い 16-3 青色申告制度
演習 1	月例確認テスト 1
8	5-1 事業所得 5-2 収入金額の別段の定め 5-3 帰属時期の原則と特例①
9	5-4 必要経費に関する取扱い 5-5 家事関連費等の必要経費不算入
10	5-6 売上原価の計算 5-7 減価償却① 5-8 少額減価償却資産等
11	5-9 資本的支出と修繕費 5-11 リース取引 5-12 事業から対価を受ける親族がある場合の取扱い
12	5-13 借地権償却 5-14 繰延資産の償却① 5-15 資産損失
13	5-16 債権の回収不能① 5-17 貸倒引当金
演習 2	月例確認テスト 2
14	2-1 利子所得 2-2 金融類似商品等 3-1 配当所得
15	3-2 申告不要制度 3-3 負債の利子の取扱い 17-1 源泉徴収① 4-1 不動産所得
16	4-2 係争等があった場合の取扱い 4-3 必要経費に関する取扱い 4-4 固定資産等の損失 4-5 債権の回収不能
17	6-1 給与所得 17-1 源泉徴収②
18	7-1 退職所得 7-2 勤続年数 17-1 源泉徴収③ 8-1 山林所得
19	8-2 必要経費に関する取扱い 8-3 山林の資産損失 17-3 予定納税
20	10-1 一時所得 10-2 広告宣伝のための賞金品 10-3 取得した保険金等の取扱い
演習 3	月例確認テスト 3
21	11-1 雑所得 11-2 公的年金等 11-3 生命保険契約等に基づく年金 11-4 債権の回収不能 17-1 源泉徴収④
22	9-1 譲渡所得 9-2 取得費 9-3 譲渡費用
23	9-6 みなし譲渡 9-7 相続税額の取得費加算
24	9-8 借地権の設定に係る権利金の取得 17-2 年末調整
25	9-9 固定資産の交換の特例
26	9-17 有価証券の譲渡による所得
演習 4	月例確認テスト 4

《応用期》

※ スケジュールは変更される場合があります。

1	12-1 損益通算 12-2 損益通算の特例 12-3 純損失の繰越控除 12-4 雑損失の繰越控除
2	13-1 雑損控除 13-2 医療費控除 13-3 社会保険料控除 13-4 小規模企業共済等掛金控除 13-5 生命保険料控除 13-6 地震保険料控除 13-7 寄附金控除
3	13-8 障害者控除 13-9 寡婦(寡夫)控除 13-10 勤労学生控除 13-11 配偶者控除 13-12 配偶者特別控除 13-13 扶養控除 13-14 基礎控除 13-15 所得控除の判定の時期等
4	2-3 国外公社債等の利子等 3-4 外国株式の配当 14-5 配当控除 14-6 外国税額控除
5	5-7 減価償却② 5-10 特別償却 5-3 帰属時期の原則と特例②
6	5-14 繰延資産の償却② 5-16 債権の回収不能② 5-18 退職給与引当金 5-19 消費税
7	6-2 特定支出控除 7-3 退職所得控除額の改訂 8-4 森林計画特別控除 8-5 分収林契約
応用月例確認テスト1	
8	9-4 生活に通常必要でない資産の損失の控除 11-5 競走馬の損失 9-5 債権の回収不能
9	9-10 既成市街地等内の買換え等の特例 9-11 特定事業用資産の買換え等の特例
10	9-12 取用等に伴い代替資産を取得した場合の特例 9-13 取用交換等の特別控除
11	9-14 居住用財産を買換え等した場合の特例 9-15 居住用財産を譲渡した場合の特別控除
12	9-16 平成21年又は平成22年に土地等の先行取得をした場合の特例 9-22 不動産を譲渡した場合の特例の留意点
13	14-1 税額計算の原則 14-2 税額軽減 17-4 確定申告
応用月例確認テスト2	
14	3-5 みなし配当 9-18 みなし配当と株式等の譲渡 9-19 分離短期譲渡所得とされる株式の譲渡
15	9-20 譲渡した株式に係る負債の利子 12-5 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除 9-21 特定中小会社が発行した株式の特例
16	10-4 新株を取得する権利の行使に係る経済的利益 11-6 家内労働者等の必要経費の特例 11-7 先物取引に係る雑所得等の課税の特例
17	12-6 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 12-7 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
18	14-3 平均課税
19	14-4 税額控除 14-7 住宅借入金等特別控除 14-8 住宅取得等に係るその他の税額控除
20	14-9 政党等寄附金特別控除 14-10 その他の税額控除
応用月例確認テスト3	
21	15-1 事業承継 17-5 納付 17-6 延納
22	15-2 法人成り 17-7 還付
23	15-3 小規模事業者の収入及び費用の帰属時期 17-8 青色申告者の義務と特典 17-9 白色申告者の記帳義務等
24	15-4 医業の所得計算 17-10 修正申告 17-11 更正の請求
25	15-5 納税義務者と納税地 15-6 非居住者
26	15-7 相続があった場合 15-8 信託の税制 17-12 更正又は決定 17-13 不服申立て
応用月例確認テスト4	

テキスト 1 の学習内容

回数	内 容	ページ	理 論
第 1 回	1-1 所得税の特徴	2～	1 3
	1-2 関連法令との関係	4～	
	1-3 納税義務者	6～	
	1-4 納税地	8～	
	1-5 所得税の計算体系	10～	
第 2 回	1-6 各種所得の概要 1 利子所得 ～ 7 山林所得	28～	7
第 3 回	1-6 各種所得の概要 8 譲渡所得 ～ 12 雑所得	60～	7 8
第 4 回	1-7 課税標準の概要	84～	25～28 31
	1-8 所得控除の概要 1 概要 ～ 2 雑損控除	102～	
第 5 回	1-8 所得控除の概要 3 医療費控除 ～ 16 所得控除の判定の時期	112～	32、33 34、35 36、37
第 6 回	1-9 課税所得金額の概要	144～	39
	1-10 納付税額計算の概要	148～	
第 7 回	16-1 所得計算の通則	162～	9
	16-2 事業と業務の違い	168～	50
	16-3 青色申告制度	172～	51
	設例	180～	
付録：所得税の計算体系（基礎テキスト I で学習した範囲）		189～	

<p>第1回 講義</p>	<p>1-1 所得税の特徴</p> <p>1-2 関連法令との関係</p> <p>1-3 納税義務者</p> <p>1-4 納税地</p> <p>1-5 所得税の計算体系</p>
-------------------	---

第1章 所得税の概要

【この章で学ぶこと】

- 1-1 所得税の特徴
- 1-2 関連法令との関係
- 1-3 納税義務者
- 1-4 納税地
- 1-5 所得税の計算体系
- 1-6 各種所得の概要
- 1-7 課税標準の概要
- 1-8 所得控除の概要
- 1-9 課税所得金額の概要
- 1-10 納付税額計算の概要

1 — 1 所得税の特徴

学習項目

- 1 概要
- 2 所得税の位置付け
- 3 所得税の特徴

1 概要



所得税とは、個人の一暦年間（1月1日から12月31日までの期間）に生じた所得に対して課される税金である。具体的には、預貯金の利子、株式の配当、事業経営による利益、サラリーマンの給料、資産の売却益を暦年ごとに集計して、これに税率を乗じて、各個人の所得税を計算する。

2 所得税の位置付け



国 税	直接税	所得税 、法人税、相続税、贈与税
	間接税	消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、関税
地方税	道府県税	道府県民税、事業税、不動産取得税、地方消費税、自動車取得税
	市町村税	市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、入湯税

※ 国税：国が課する税金である。

※ 地方税：地方公共団体が課する税金である。

※ 直接税：納税義務者とその税金を実質的に負担する者が同一である税金である。

※ 間接税：納税義務者とその税金を実質的に負担する者が別人である税金である。

所得課税（所得に担税力を見出して課税するもの）	所得税 、法人税、道府県民税、市町村民税、事業税 等
消費課税（財・サービスの消費に担税力を見出して課税するもの）	消費税、地方消費税、酒税、たばこ税、揮発油税 等
資産課税（資産の取得・保有に担税力を見出して課税するもの）	相続税、贈与税、固定資産税、都市計画税、登録免許税、不動産取得税 等

3 所得税の特徴



所得税には特徴的な3つの原則がある。

1. 個人単位課税の原則

所得税は、所得を稼得した個人に対して課税される。

※ 家族など、グループごとには課税されない。

2. 暦年単位課税の原則

所得税は、一暦年間（1月1日～12月31日までの期間）を1つの課税単位として課税される。

※ 法人税のように任意の事業年度単位ではない。

3. 応能負担の原則

所得税は、各個人の税金を負担する能力（**担税力**という）に応じた課税を行うことにより税負担の公平を保つこととしている。

(1) 質的担税力

所得税は、個人の稼得する所得にはさまざまなものがあり、例えば給料のように労働の対価として受けるものや、配当金や家賃収入のように汗水流して働かなくても得ることができるものもあるため、これらについて同じ次元で課税を行うことは課税の公平が保たれているとは言えない。そこで、所得の性質等を考慮して10種類の各種所得に区分し、その性質等に応じた取扱いをすることにより担税力を調整することとしている。

(2) 量的担税力

個人の所得が多ければ多いほど担税力は強い。そこで発生した所得は原則として合算し、超過累進税率を適用することにより、所得の総量に応じた課税を行うことにより課税の公平を図ることとしている。

(3) 個人的事情の考慮

所得税では病気や怪我などによる医療費などの出費や、独身で1人暮らしの人と家族を養っている人との経済的事情の差異などといった生活面での個人的事情を考慮するため、14種類の所得控除を設けて担税力の調整を図り、課税の公平を図ることとしている。

1—2 関連法令との関係

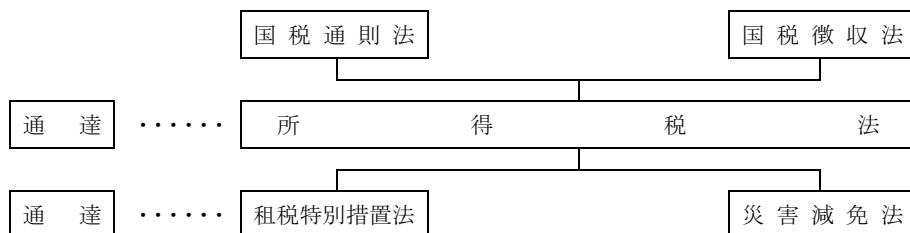
学習項目

- 1 概要
- 2 法律の構成
- 3 通達

1 概要



税理士試験における所得税法の出題範囲は、「所得税法に関する他の法律に定める関係事項及び国税通則法に定める関係事項を含む。」とされている。そのため所得税法だけではなく、国税通則法、租税特別措置法等も含めて学習する必要がある。ただし、国税徴収法に関しては税理士試験科目として独立しているため出題範囲からは除かれる。



所得税法 … 所得税の計算・手続等について基本的事項を規定したもの。

国税通則法 … 国税に共通する一般的な事項を規定したもの。

租税特別措置法 … 政策的な見地からの特例を規定したもの。

災害減免法 … 災害により被害を受けた場合の租税の減免等を規定したもの。

2 法律の構成



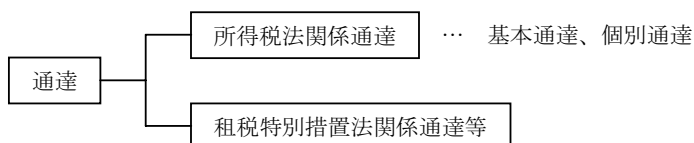
所得税法には他の税法と同様に施行令及び施行規則が付属している。これは、所得税に関する事項をすべて所得税法で規定することは技術的に困難であるため、法律の根幹となる事項を所得税法で規定し、具体的な計算方法あるいは細かい手続き等は、施行令及び施行規則で定めている。

法 律	… 所得税法
施 行 令 (政令)	… 所得税法施行令 (具体的な計算などを規定するもの。)
施行規則 (省令)	… 所得税法施行規則 (さらに細かい手続などを規定するもの。)

3 通達



関係法令を具体的に適用するにあたり、判断、解釈のための指針となるものが通達である。これは税務官庁が、納税者に対する法令解釈による取扱いを統一するために定めているものである。



※ 通達は計算問題を解くための解釈として重要であるが、法律ではないため理論問題には基本的に必要ではない。

1—3 納税義務者

学習項目

- 1 納税義務者
- 2 課税所得の範囲

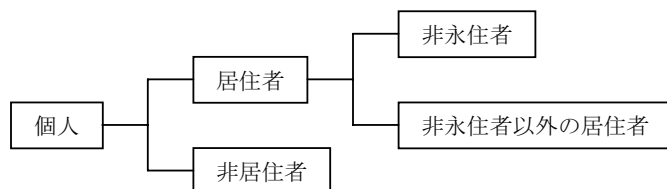
1 納税義務者



所得税の納税義務者は、原則として**所得のある個人**である。

なお、下記のとおり法人及び人格のない社団等にも所得税の納税義務を設けているが、源泉徴収に係る徴税技術上の便宜等から規定されているにすぎない。

1. 個人である納税義務者



参考〔納税義務者について（法2）〕

(1) 居住者

国内^{※1}に住所^{※2}を有し、又は、現在まで引き続いて1年以上居所^{※3}を有する個人

① 非永住者

日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人

② 非永住者以外の居住者

(2) 非居住者

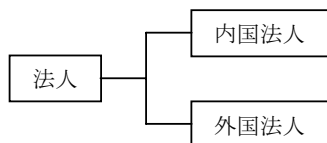
居住者以外の個人

※1 国内とは所得税法の施行地をいう。

※2 住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する。

※3 居所とは住所以外の場所で、人が相当期間継続して居住する場所をいう。

2. 法人である納税義務者



3. 人格のない社団等

用語解説

【人格のない社団等】

代表者又は管理者の定めはあるが法人格を有しない社団又は財団（県人会、後援会、PTA等）をいい、法人格もなく個人の集合体でもないため、所得税法上は法人とみなすことにより、課税上の弊害を排除している。

2 課税所得の範囲



居住者（非永住者を除く）については国内及び国外を問わず、**全ての所得**に対して課税される。

学習予定

非居住者、非永住者等については後日学習。

1—4 納税地

学習項目

- 1 概要
- 2 納税地

1 概要



納税地とは、納税義務者又は源泉徴収義務者が、申告及び納付などの手続きをする際の基準となる場所等をいう。

2 納税地



国内に住所を有する者の納税地は、その者の**住所地**とする。

学習予定

国内に住所を有しない者等の納税地は後日学習。



参 考〔納税地について（法 15）〕

(1) 原則的納税地

- ① 国内に住所^{※1}を有する場合
その住所地
- ② 国内に住所を有せず、居所^{※2}を有する場合
その居所地
- ③ ①、②以外の場合是一定の場所

(2) 納税地の特例

- ① 国内に住所のほか居所を有する者
一定要件により、居所地を納税地とすることができる。
- ② 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事業場等^{※3}を有する者
一定要件により、事業場等の所在地を納税地とすることができる。

※1 住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する。

※2 居所とは住所以外の場所で、人が相当期間継続して居住する場所をいう。

※3 事業場等とはその者の営む事業に係る事業場その他これに準ずるものをいう。

1—5 所得税の計算体系

学習項目

- 1 概要
- 2 所得税の計算体系
- 3 各種所得の金額
- 4 課税標準
- 5 課税所得金額
- 6 納付税額

1 概要



所得税の計算方法を学習するにあたり、まずどのような計算の流れで税額が計算されていくのかを把握しなければならない。所得税は、次に掲げる5つの段階を経て納付すべき税額が計算される。

- I 各種所得の金額の計算
- II 課税標準の計算
- III 所得控除額の計算
- IV 課税所得金額の計算
- V 納付税額の計算



Advice !

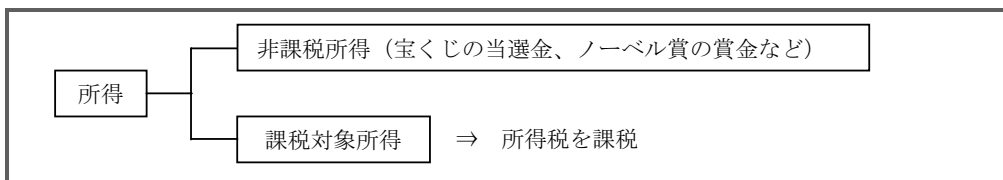
それぞれの段階でどのような計算が行われるのかを把握すること。

2 所得税の計算体系



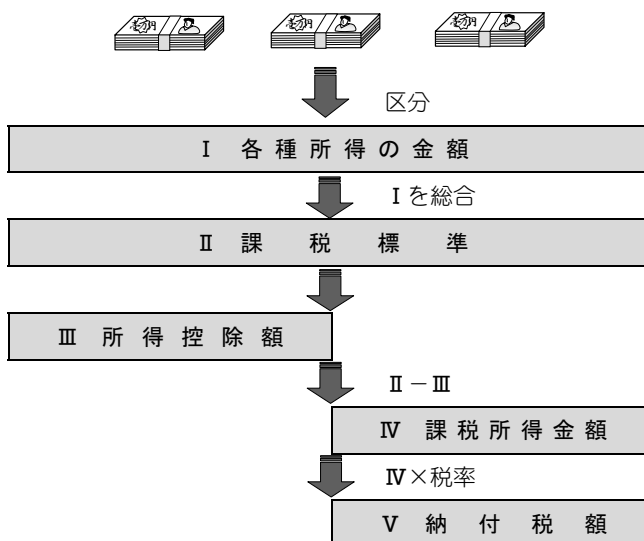
1. 所得の概念

所得税の課税対象の所得とは、1年間における資産総額から負債総額を差引いた純資産の増加額をいい課税対象はきわめてひろい。所得の性質や政策的な見地などから非課税所得が規定されており、所得から非課税所得を除いたものが課税対象所得となる。



2. 所得税の計算体系 (法 21①)

- | | | |
|-----|---------|---|
| I | 各種所得の金額 | … 質的担税力の調整のため、所得を10種類の各種所得に分類し、それぞれの所得に応じた計算方法に各々の所得金額を計算 |
| II | 課税標準 | … 量的担税力に応じた課税の実現のため I の所得金額を総合 |
| III | 所得控除額 | … 所得金額の計算に反映されない個人的事情の考慮等の観点から14種類の所得控除額を計算 |
| IV | 課税所得金額 | … IIからIIIを控除し、税率を乗ずる基となる金額を計算 |
| V | 納付税額 | … IVに税率を乗じて税額を算出 |



3 各種所得の金額



1. 各種所得の例

- (1) 利子所得……公社債の利子、預貯金の利子、貸付信託の収益の分配
- (2) 配当所得……剰余金の配当、利益の配当
- (3) 不動産所得……アパートの賃貸料収入、地代収入
- (4) 事業所得……物品販売業に係る所得
- (5) 給与所得……給与、賞与
- (6) 退職所得……退職一時金
- (7) 山林所得……保有期間が5年を超える山林（立木）の売却収入
- (8) 譲渡所得……資産の売却収入
- (9) 一時所得……クイズの賞金、競馬の馬券の払戻金
- (10) 雑所得……国民年金、厚生年金、退職年金、友人に対する貸付金の利子

2. 各種所得の金額の計算

- (1) 利子所得の金額＝収入金額（法 23②）
- (2) 配当所得の金額＝収入金額－負債利子（法 24②）
- (3) 不動産所得の金額＝総収入金額－必要経費（法 26②）
- (4) 事業所得の金額＝総収入金額－必要経費（法 27②）
- (5) 給与所得の金額＝収入金額－給与所得控除額（法 28②）
- (6) 退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）× $\frac{1}{2}$ （法 30②）
- (7) 山林所得の金額＝総収入金額－必要経費－特別控除額（50万円）（法 32③④）
- (8) 譲渡所得の金額＝総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（50万円）（法 33③④⑤）
- (9) 一時所得の金額＝総収入金額－支出した金額－特別控除額（50万円）（法 34②③）
- (10) 雑所得の金額＝{ [公的年金等に係る雑所得] 収入金額－公的年金等控除額 }
 ＋ { [公的年金等以外の雑所得] 総収入金額－必要経費 }（法 35②）

計算FORM

I 各種所得の金額

(単位：円)

所得	計 算 過 程
利子所得	収入金額
配当所得	(1) 収入金額 (2) 負債の利子 (3) (1)－(2)
不動産所得	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) (1)－(2)
事業所得	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) (1)－(2)
給与所得	(1) 収入金額 (2) 給与所得控除額 (3) (1)－(2)
退職所得	(1) 収入金額 (2) 退職所得控除額 (3) $\{(1)-(2)\} \times \frac{1}{2}$
山林所得	(1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) 特別控除額 (4) (1)－(2)－(3)
譲渡所得 (総合短期) (総合長期)	(1) 総収入金額 (2) 取得費＋譲渡費用 (3) 特別控除額 (4) (1)－(2)－(3)
一時所得	(1) 総収入金額 (2) 支出した金額 (3) 特別控除額 (4) (1)－(2)－(3)
雑所得	I 公的年金等 (1) 収入金額 (2) 公的年金等控除額 (3) (1)－(2) II 公的年金等以外 (1) 総収入金額 (2) 必要経費 (3) (1)－(2) III I＋II

※ 譲渡所得

資産の保有期間により短期及び長期に区分して計算する。

- (1) 保有期間が5年以下である資産の譲渡（取得日以後5年以内の譲渡）…… 総合短期
- (2) 保有期間が5年超である資産の譲渡（取得日以後5年超の譲渡）……… 総合長期



参 考〔収入金額と総収入金額〕

(1) 収入金額

収入の内容が比較的単純なものに使用され、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、雑所得（公的年金等）が該当する。

(2) 総収入金額

収入の内容が付随収入を伴うような複雑なものに使用され、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得（公的年金等以外）が該当する。

用語解説

【保有期間】 取得の日以後譲渡日までの期間をいう。

【例題】

居住者Aの本年中の所得には次のものがある。Aの本年分の各種所得の金額を計算しなさい。

(1) 昭和52年に取得した山林（立木）の売却に係る所得	5,000,000円
(2) 物品販売業に係る所得	10,000,000円
(3) 国民年金に係る所得（公的年金等に該当する。）	500,000円
(4) クイズの賞金に係る所得	1,000,000円
(5) 保有期間が5年超である書画の売却に係る所得	1,500,000円
(6) 友人に対する貸付金の利子に係る所得	50,000円
(7) 保有期間が5年以下である骨とう品の売却に係る所得	2,000,000円

《解答》

I 各種所得の金額

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
事 業 所 得	10,000,000	
山 林 所 得	5,000,000	
譲 渡 所 得 (総 合 短 期)	2,000,000	
(総 合 長 期)	1,500,000	
一 時 所 得	1,000,000	
雑 所 得	550,000	I 公的年金等 500,000 II 公的年金等以外 50,000 III I+II=550,000

《解説》

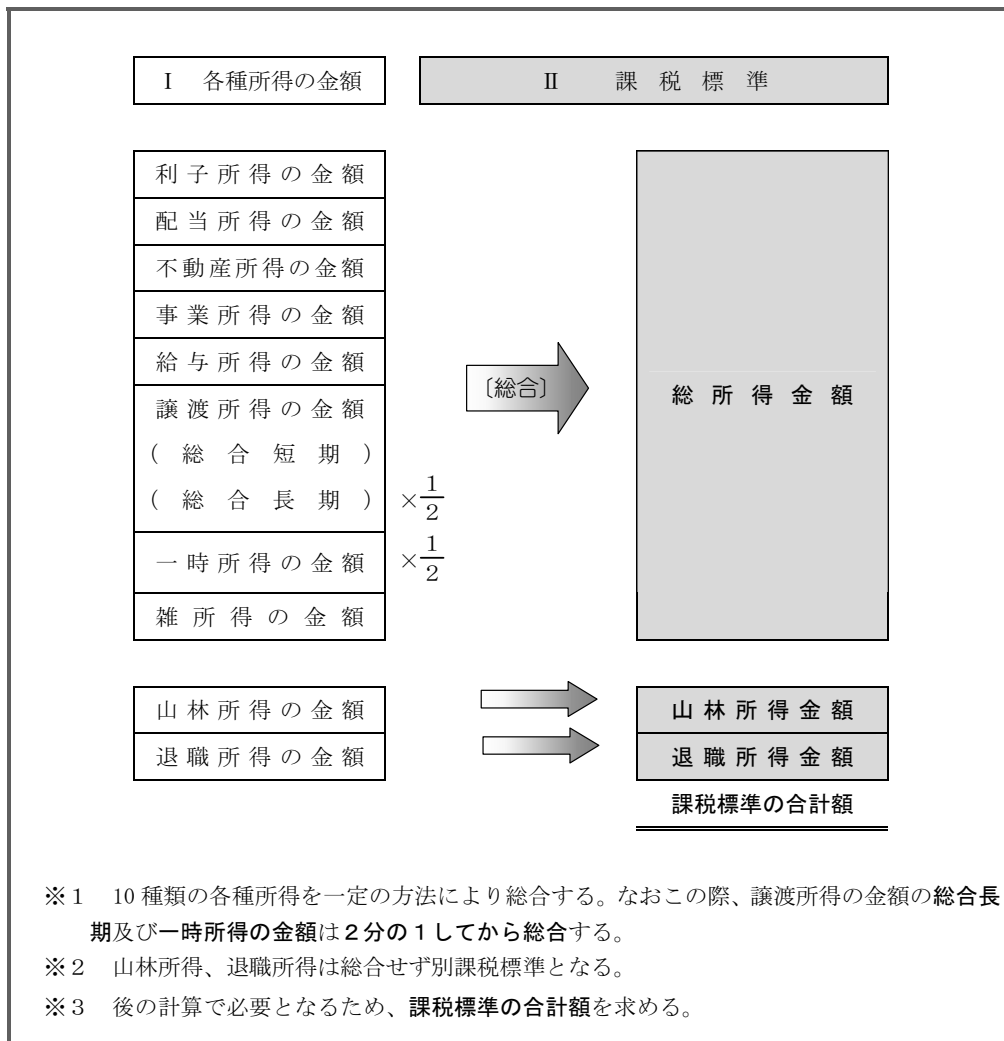
- ・(1)は保有期間が5年超の山林(立木)の売却に係る所得であるため山林所得に該当する。
- ・(3)は国民年金に係る所得であるため雑所得(公的年金等)に該当する。
- ・(5)は書画の売却に係る所得であるため譲渡所得に該当する。
なお、保有期間が5年超であるため総合長期となる。
- ・(6)は友人に対する貸付金の利子に係る所得であるため雑所得(公的年金等以外)に該当する。
- ・(7)は骨とう品の売却に係る所得であるため譲渡所得に該当する。
なお、保有期間が5年以下であるため総合短期となる。
- ・譲渡所得の総合短期と総合長期は第1段階では合算せず併記し、雑所得の公的年金等と公的年金等以外は第1段階で合算する。

4 課税標準



1. 計算体系

課税標準では第1段階で10種類に分類した各種所得の金額を一定の方法により総合する。



Advice!

総合長期及び一時所得については、一時的・偶発的な所得であることから $\frac{1}{2}$ してから総合する。

計算FORM

II 課税標準

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
総 所 得 金 額	×××	総所得金額＝利子所得の金額＋配当所得の金額＋不動産所得の金額 ＋事業所得の金額＋給与所得の金額＋譲渡所得の金額（総合短期） ＋〔譲渡所得の金額（総合長期）＋一時所得の金額〕 $\times\frac{1}{2}$ ＋雑所得の金額
山 林 所 得 金 額	×××	山林所得金額＝山林所得の金額
退 職 所 得 金 額	×××	退職所得金額＝退職所得の金額
合 計	×××	

【例題】

居住者Aの本年分の各種所得の金額は次のとおりである。Aの課税標準を計算しなさい。

(1) 事業所得の金額	10,000,000円
(2) 山林所得の金額	5,000,000円
(3) 譲渡所得の金額	
(総合短期)	2,000,000円
(総合長期)	1,500,000円
(4) 一時所得の金額	1,000,000円
(5) 雑所得の金額	550,000円

《解答》

II 課税標準

(単位：円)

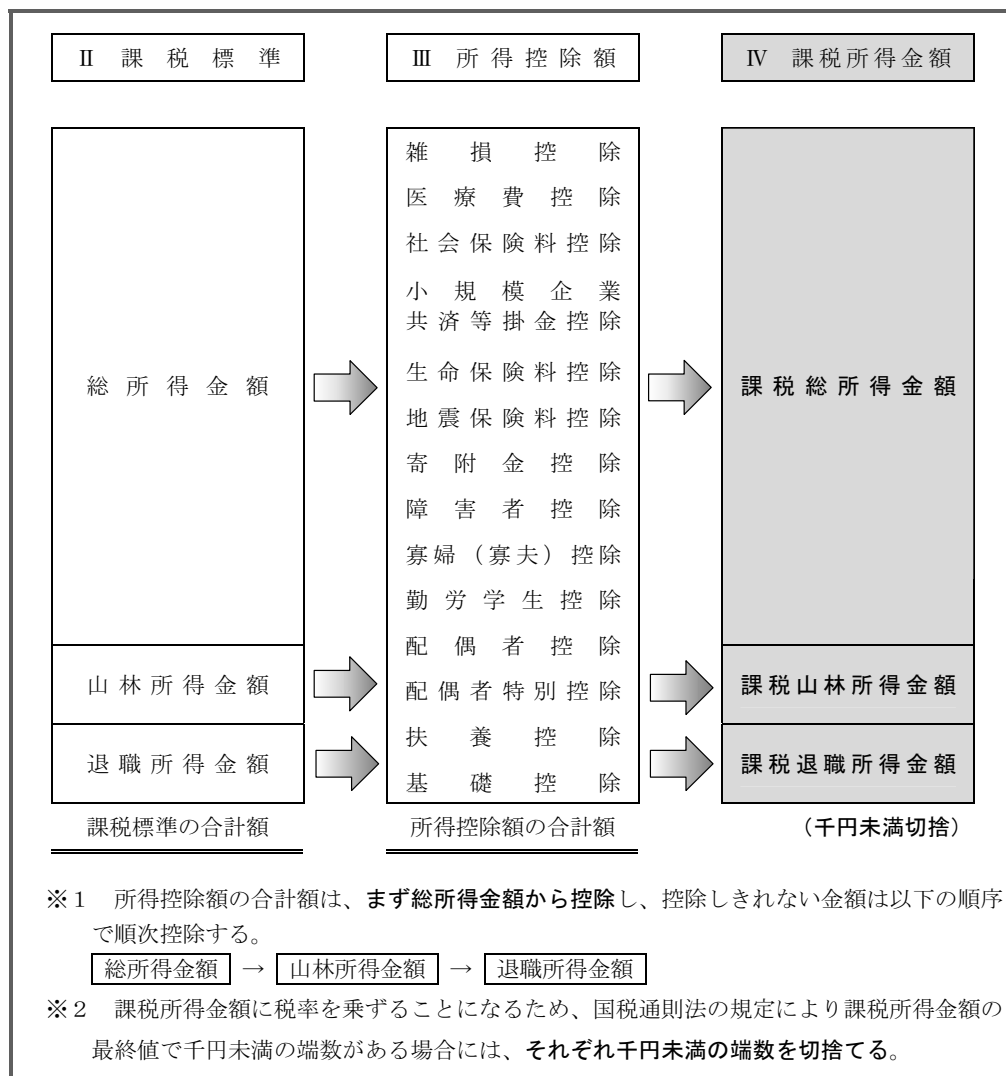
摘 要	金 額	計 算 過 程
総 所 得 金 額	13,800,000	$10,000,000 + 2,000,000 + (1,500,000 + 1,000,000) \times \frac{1}{2}$
山 林 所 得 金 額	5,000,000	$+ 550,000 = 13,800,000$ (総)
合 計	18,800,000	

5 課税所得金額



1. 計算体系

個人は法人と異なり生活面での個人的事情を考慮する必要があるため、14種類の所得控除が規定されており、先に計算された課税標準から控除することとなっている。



所得控除額の詳細は後日学習。

計算FORM

IV 課税所得金額

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
課税総所得金額	×××	課総＝総所得金額－所得控除額 (千円未満切捨)
課税山林所得金額	×××	課山＝山林所得金額（－所得控除額） (")
課税退職所得金額	×××	課退＝退職所得金額（－所得控除額） (")

【例題】

居住者Aの本年分の課税標準及び所得控除額は次のとおりである。Aの課税所得金額を計算しなさい。

(1) 総所得金額	13,800,000円
(2) 山林所得金額	5,000,385円
(3) 所得控除額	3,285,500円

《解答》

IV 課税所得金額

(単位：円)

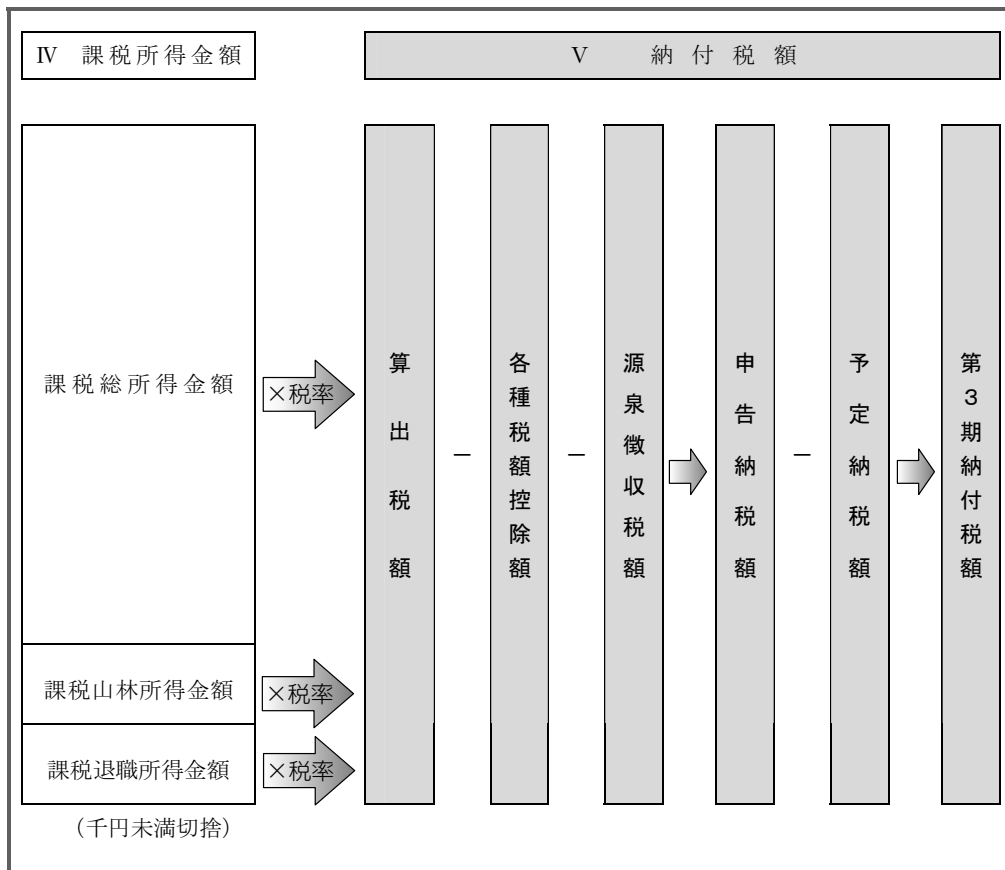
摘要	金額	計算過程
課税総所得金額	10,514,000	$13,800,000 - 3,285,500 = 10,514,000$ (千円未満切捨)
課税山林所得金額	5,000,000	(")

6 納付税額



1. 計算体系

課税所得金額に税率を乗じ、一定の控除額を控除して納付税額を計算する。



2. 計算方法

(1) 算出税額

課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額に対する税額は次の速算表により求める。なお、課税山林所得金額はその5分の1相当額に税率を適用する「5分5乗方式」による。

【速算表（超過累進税率）】

課税所得金額	税率	控除額
1,950,000円以下	5%	－円
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円



Advice!

本試験において速算表は資料として与えられるため覚える必要はない。

用語解説

【超過累進税率】

課税標準を段階的に区分し、高所得の段階に進むに従い逐次に高率を適用する方法をいう。

【速算表の使い方】

- ① 課税総所得金額に対する税額
課税総所得金額×税率－控除額
- ② 課税山林所得金額に対する税額
(イ) 課税山林所得金額× $\frac{1}{5}$ =A ⇒(注)千円未満切捨てはしない!
(ロ) (A×税率－控除額)×5
- ③ 課税退職所得金額に対する税額
課税退職所得金額×税率－控除額



Advice!

5分の1したときに千円未満の端数があっても切捨てないこと。

<具体例>

課税総所得金額が600万円の場合の税額

6,000,000円×20%－427,500円＝772,500円

(2) 税額控除

税額控除には配当控除、住宅借入金等特別控除及び外国税額控除等がある。

- ① 配当控除…法人、個人間の二重課税の調整のために設けられたもの
- ② 住宅借入金等特別控除…住宅政策の面から設けられたもの
- ③ 外国税額控除…国際間における二重課税の調整のために設けられたもの

(3) 源泉徴収税額

源泉徴収税額は、給料などの支払を受ける際、天引きされた所得税をいう。

- ※ 天引きされた所得税は所得税の前払いであるため、実際の収入金額は天引き前の金額である。
よって、各種所得の金額を計算する場合には**税込金額**(天引き前の金額)に戻して収入金額を計算し、納付税額を計算する時に天引きされた金額を控除することとなる。

(4) 申告納税額

申告納税額の段階で**百円未満の端数を切捨てる**（黒字の場合のみ）。

※ 赤字（還付）の場合は端数を切捨てない。

(5) 予定納税額

前年分の確定申告をした者のうち一定の者は、7月（第1期）と11月（第2期）に所得税の予定納税をしなければならない。その際納付した予定納税額は、確定申告の際、精算される。

(6) 第3期納付税額

申告納税額から予定納税額を控除した税額が第3期納付税額となる。なお、第3期納付税額は原則として**翌年3月15日**までに納付しなければならない。

**参 考**

その年分の所得税を計算し、その年の翌年2月16日から3月15日までの間に申告・納付する手続きを「確定申告」という。

**学習予定**

税額控除、源泉徴収税額、予定納税額の詳細は後日学習。

計算FORM

V 納付税額

(単位：円)

摘要	金額	計算過程
算出税額	××	(1) 課総 課総×超過累進税率=××× (2) 課山 課山× $\frac{1}{5}$ = A A×超過累進税率×5 =××× (3) 課退 課退×超過累進税率=××× (4) 合計 ×××
各種税額控除額	×××	
源泉徴収税額	×××	
申告納税額	×××	算出税額－税額控除額－源泉徴収税額 (百円未満切捨)
予定納税額	×××	
第3期納付税額	×××	申告納税額－予定納税額



Advice!

申告納税額が赤字の場合又は予定納税額が申告納税額を超える場合は、「第3期納付税額」ではなく「第3期還付税額」となる。

【例題】

居住者Aの本年分の課税所得金額等は次のとおりである。Aの第3期納付税額を計算しなさい。

(1) 課税総所得金額	3,650,000円
(2) 課税山林所得金額	5,000,000円
(3) 住宅借入金等特別控除額	250,000円
(4) 源泉徴収税額	25,520円
(5) 予定納税額	250,000円

《解答》

V 納付税額

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
算 出 税 額	552,500	(1) 課総 $3,650,000 \times 20\% - 427,500 = 302,500$ (2) 課山 $5,000,000 \times \frac{1}{5} = 1,000,000$ $1,000,000 \times 5\% \times 5 = 250,000$ (3) 合計 552,500
住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	250,000	
源 泉 徴 収 税 額	25,520	
申 告 納 税 額	276,900	(百円未満切捨)
予 定 納 税 額	250,000	
第 3 期 納 付 税 額	26,900	

～ MEMO ～

理論1 納税義務者と課税所得の範囲

1 納税義務者の種類

(1) 個人である納税義務者（法2①三、四、五、3、5①②）

所得税は個人単位課税が原則であり、次の区分に応じ、納税義務を課している。

① 居住者

居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。

居住者はさらに非永住者と非永住者以外の居住者に区分される。

(イ) 非永住者とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう。

(ロ) 非永住者以外の居住者とは、居住者のうち、非永住者以外の個人をいう。

② 非居住者

非居住者とは、居住者以外の個人をいう。

(注) 国家公務員又は地方公務員は、原則として国内に住所を有していない期間についても国内に住所を有しているものとみなして、所得税法の規定を適用する。

(2) 法人である納税義務者（法2①六、七、4、5③④）

法人は自然人ではないが、徴税上の理由から次の区分に応じ、納税義務を課している。

① 内国法人

内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

② 外国法人

外国法人とは、内国法人以外の法人をいう。

(注) 人格のない社団等は、法人とみなして所得税法の規定を適用する。

(3) 源泉徴収義務者（法6）

利子等、配当等又は給与等その他源泉徴収の対象となる所得の支払をする者は、源泉徴収の義務を負うことから、広義の納税義務者とされる。

2 課税所得の範囲（法7）

所得税は、次の区分に応じ、それぞれに定める所得について課する。

- (1) 非永住者以外の居住者 … すべての所得
- (2) 非永住者 … 国内源泉所得及びこれ以外の所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの
- (3) 非居住者 … 国内源泉所得
- (4) 内国法人 … 国内において支払われる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益その他一定の所得
- (5) 外国法人 … 国内源泉所得のうち一定のもの

3 納税義務者の区分が異動した場合の課税所得の範囲（法8）

その年において個人が非永住者以外の居住者、非永住者又は非居住者の区分のうち2以上のものに該当した場合には、その者のそれぞれに該当した期間の区分に応じ、それぞれの期間内に生じた2(1)から(3)に掲げる所得に対し、所得税を課する。

4 課税方法（法21、22、164～166、169、174～176、178～180）

次の区分に応じ、それぞれに定める方法による。

- (1) 居住者 … 原則として総合課税
- (2) 非居住者 … 国内に恒久的施設を有する非居住者は(1)に準じ、それ以外の非居住者は国内における事業等による所得は総合課税、利子等、配当等による所得は源泉分離課税
- (3) 内国法人 … 原則として源泉徴収の方法
- (4) 外国法人 … 原則として源泉徴収の方法

5 法人課税信託の信託財産に帰せられる所得（法5、6の2、6の3）

法人課税信託の受託者である内国法人、外国法人及び個人（以下「受託法人」という。）は、各法人課税信託の信託財産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、所得税の納税義務を負う。

この場合において、各法人課税信託の信託財産等及び固有財産等は、みなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとされる。

なお、法人課税信託に係る受託法人は、その法人課税信託の信託された営業所が国内にある場合には内国法人、国内にない場合には外国法人とされる。

理論2 所得の帰属に関する通則

1 実質所得者課税の原則（法 12）

資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、所得税法の規定を適用する。

2 信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属（法 13）

(1) 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は、その信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、所得税法の規定を適用する。

ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

(2) 信託の変更をする権限を現に有し、かつ、その信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、受益者とみなして、(1)の規定を適用する。

3 無記名公社債の利子等の帰属（法 14）

無記名の公社債、無記名株式等又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、剰余金の配当又は収益の分配（以下、「利子等」という。）の支払を受ける場合には、その利子等については、その元本の所有者（利子等の生ずる期間中に元本の所有者に異動があったときは最後の所有者）が支払を受けるものとみなして、所得税法の規定を適用する。

4 実質所得者課税に関する規定

(1) 同一生計親族に対する必要経費の特例（法 56）

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由によりその事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者のその事業に係るこれらの所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者のその事業に係るこれらの所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その各種所得の金額の計算上しないものとみなす。

(2) 同族会社等の行為又は計算の否認（法 157）

税務署長は、同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主等の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その者の各年分の所得金額等を計算することができる。

(3) 事業所の所得の帰属の推定（法 158）

法人に 15 以上の支店等の事業所がある場合において、その事業所の 3 分の 2 以上に当たる事業所につき、その事業所の事業の主宰者等が前にその事業所において個人として同一事業を営んでいた事実があるときは、その法人の各事業所における取引のすべてがその法人の名で行われている場合を除き、税務署長は、その各事業所の主宰者等がその各事業所から生ずる収益を享受する者であると推定して、更正又は決定をすることができる。

(4) 名義人受領の配当等の調書（法 228①）

業務に関連して他人のために名義人として利子等、配当等又は株式等の譲渡の対価の支払を受ける者は、その利子等、配当等又は株式等の譲渡の対価に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、税務署長に提出しなければならない。

理論3 納税地

1 納税地の意義

納税地とは、納税義務者の申告、申請等の諸手続及び税務署長の更正、決定等の処分に関する基準となる場所をいう。

2 原則（法 15）

所得税の納税地は、次の区分に応じ、それぞれに掲げる場所とする。

- (1) 国内に住所を有する場合 … その住所地
- (2) 国内に住所を有せず、居所を有する場合 … その居所地
- (3) (1)、(2)以外の場合
 - ① 国内に恒久的施設を有する非居住者である場合は、その国内において行う事業に係る事務所、事業所等の所在地
 - ② 国内に住所又は居所を有していた者が国内に住所及び居所を有しないこととなった場合において、国内に恒久的施設を有せず、かつ、その納税地とされていた場所にその者の親族等が引き続き又はその者に代わって居住しているときは、その納税地とされていた場所
 - ③ ①、②以外で国内にある不動産の貸付け等の対価を受ける場合は、その対価に係る資産の所在地
 - ④ その他の場合はその者の選択した場所等

3 特例（法 16）

(1) 選択的納税地

- ① 国内に住所のほか居所を有する納税義務者（納税地の指定を受けている者を除く。次の②において同じ。）は、その住所地に代え、その居所地を納税地とすることができる。
- ② 国内に住所又は居所を有し、かつ、それ以外の場所に事業場等を有する納税義務者は、その住所地又は居所地に代え、その事業場等の所在地を納税地とすることができる。

- ③ ①、②の適用を受けようとする者は、納税地とされている住所地又は居所地の所轄税務署長及びその居所地又はその事業場等の所在地の所轄税務署長に対し、納税地の変更をするための届出書を提出しなければならない。

この場合において、その届出書の提出があったときは、その提出があった日後における納税地は、その届出に係る場所とする。

(2) 死亡した者の納税地

死亡した納税義務者に係る所得税の納税地は、その相続人の納税地によらず、その死亡当時におけるその死亡した者の納税地とする。

4 源泉徴収に係る所得税の納税地（法 17）

源泉徴収に係る所得税の納税地は、その支払をする者の事務所、事業所等（以下「事務所等」という。）で、その支払事務を取扱うもののその支払日における所在地（その支払日以後に事務所等を移転した場合には、その移転後の所在地その他一定の場所。）とする。

ただし、公社債の利子、内国法人が支払う剰余金の配当等については、その支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地とする。

5 納税地の指定（法 18）

上記の納税地が納税義務者の所得の状況又は源泉徴収義務者の支払事務の形態等からみて所得税の納税地として不相当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長又は国税庁長官は、上記にかかわらず、その所得税の納税地を指定することができ、指定したときは、書面によりその旨を通知する。

6 納税地指定の処分の取消しがあった場合の申告等の効力（法 19）

異議申立て等により納税地の指定の処分の取消しがあった場合においても、その処分の取消しは、その取消しの時までの間に、その取消しの対象となった納税地においてなされた申告、申請等の効力に影響を及ぼさないものとする。

7 納税地異動の届出（法 20、令 57）

納税義務者は、納税地に異動があった場合には、遅滞なくその異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2011 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

HU12375